30歷文事総第690号 平成30年8月22日

## 文書等一部開示決定通知書

都議会自由民主党政務調査会事務局長 鴫原 浩 様

公益財団法人東京都歴史文化財団理事長



平成30年8月1日付けの文書等の開示の申出について、公益財団法人東京都歴史文 化財団情報公開要綱第11第1項の規定により、次のとおり文書等の一部を開示するこ とを決定したので通知します。

1 文書等の件名	TokyoTokyoFESTIVAL(TTF)プローション・ブランディング事業を東京都と共催することとし、都負担金を受領することを決定した経緯に関する資料及び同事業を財団が委託する場合の規約と実際に委託先を決定した経緯並びに委託先が再委託することに関する契約に関する資料一式。(別紙参照)
2 文書等の開示をする 日時及び場所	日 時 ※調整中
	場 所 ※調整中
3 開示の方法	写しの交付
4 開示しない部分並び に開示しないこととす る根拠規定及び当該規 定を適用する理由	別紙のとおり。 なお、「実際に委託先を決定した経緯並びに委託先が再委託することに関する契約に関する資料」に該当する文書等は保有していない。 (公益財団法人東京都歴史文化財団情報公開要綱第11条第2項)
5 事務担当課	事務局 総務課 庶務係 電 話 03-5610-3502
6 備 考	

注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。

なお、上記の日時においでになれない場合は、事前にその旨を電話等で事務担 当課まで連絡してください。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して60日以内に、公益財団法人東京都歴史文化財団理事長に対して異議の申出をすることができます。